

【WEB ホスティングサーバーレンタルサービス“HostingPak”に関する約款条項】

第1条 目的について

本約款は、株式会社システムズデザインワークス（以下「システムズデザインワークス」）が提供する WEB ホスティングサーバーレンタルサービス"HostingPak"（以下「本サービス」という）の利用を目的とする契約（以下「利用契約」という）の内容等について定める。

第2条 本サービスの利用について

1.利用者とは、本約款を承諾の上、所定の手続きに従い、本サービスを申し込み、システムズデザインワークスが加入の申し込みを承諾した者のことをいう。

2.以下の場合、システムズデザインワークスは利用者となろうとする者による契約の申し込みを承諾しないことがある。

- (1)管理先情報・請求先情報が日本国内ではない場合
- (2)利用者となろうとする者が第7条に規定する利用制限に反することがあらかじめ判明している場合
- (3)その他、承諾することによりシステムズデザインワークスの業務に支障が生じる、もしくはそのおそれがあるとシステムズデザインワークスが判断した場合

3.システムズデザインワークスは利用者に対してサーバー情報に関する通知を、郵送あるいは郵送および電子メールにて行う。通知手段の選択については個別に協議し決定することとする。

4.利用者はシステムズデザインワークスが行うサーバー設定が完了し、サーバー情報を受け取った後、システムズデザインワークスが提供した本サービスを利用することができる。

5.システムズデザインワークスは、サポートの一環として新サービスの紹介、手続方法の変更および利用者にとって有益と判断した情報を記載した電子メールおよび郵便物等を利用者に送付することができる。ただし、利用者はシステムズデザインワークスが定める手続に従って申し出ることにより、電子メールおよび郵便物等の送付を停止することが出来る。

第3条 個人情報の使用について

システムズデザインワークスは利用者の個人情報を以下の用途で使用することができる。

- (1)ドメイン登録およびSSL 証明書発行等、発行団体への申請
- (2)利用者がシステムズデザインワークスに委託した作業についての連絡
- (3)必要書類の送付
- (4)システムズデザインワークスからのお知らせメール(障害時含む)、メールマガジンの配信
- (5)利用者への請求書作成・発送委託のための代行業者への情報提供
- (6)賞品の発送
- (7)システムズデザインワークスおよび関連会社が提供する製品・サービスについての通知
- (8)利用者の意見調査目的でのアンケート・お知らせメール・メールマガジンの配信

第4条 利用契約の有効期間について

1.利用契約の有効期間は、利用契約成立日から起算してシステムズデザインワークスと利用者間で決定した満了日までとする。

2.利用契約は以下の場合を除き、満了日に自動的に更新される。

- (1)第6条の規定に基づき解約の申し入れを行った場合
- (2)第25条2項の規定に基づき更新費用を支払っていない場合

3.本サービスの最低利用期間は、利用契約成立時にシステムズデザインワークスが別途定めた期間とする。

第5条 本サービスの開始日について

本サービスの開始日は、利用契約が成立し、システムズデザインワークスが送付したサーバー設定完了通知に記載された期日とする。

第6条 利用契約の解約・更新拒絶について

1.利用契約の有効期間満了前に契約当事者の一方から、その他方に対してシステムズデザインワークスが用意した所定の用紙により利用契約の解約の申し入れがあった場合、利用契約は解約される。

2.本条項における解約・更新拒絶通知日は、システムズデザインワークスが用意した所定の用紙に解約・更新拒絶の旨が記述された書面を利用者またはシステムズデザインワークスが受け取った日とする。

3.利用者が利用契約を有効期間満了日前に解約した場合、システムズデザインワークスは、システムズデザインワークスが本サービスの対価として受け取った利用料（以下「サービス利用費用」という）のうち、有効期間満了日までの残存期間分については返金しない。

4.システムズデザインワークスが利用契約の有効期間満了日前に利用者に対して解約を申し出た場合には、システムズデザインワークスは有効期間満了日までの残存期間分のサービス利用費用を返金する。ただし第8条に該当する場合を除く。

5.本サービスの開始日（更新時を除く）から20日以内に利用者がシステムズデザインワークス指定の解約申請書とキャンセル用ホームページを利用して解約の申し入れを行った場合、システムズデザインワークスは無条件でキャンセルを受け付け、ドメイン申請費・ドメイン維持費を除くすべてのサービス利用費用を利用者へ返金する。

第7条 本サービスの利用制限について

1.利用者は本サービスの利用に際し、以下の制限に従う。

(1)掲載内容の制限：利用者はインターネットにより思慮分別がない年齢の者でも無差別に情報を得られることを考慮し、日本国政府・地方自治体が推奨しないポルノや暴行などに関する内容は掲載してはならない。

(2)使用プログラムの制限：SSI、PHP、およびCGIプログラム等の使用によって、システムズデザインワークスがシステムズデザインワークスのネットワークおよび本サービスを提供するにあたり使用しているインターネットサーバー（以下「対象設備」という）に悪影響を与えると判断した場合、利用者はそのプログラムの使用を中止しなければならない。

(3)名誉毀損等の制限：利用者は、第三者を差別もしくは誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為をしてはならない。

(4)インターネット国際マナーの厳守：利用者は、インターネット上の国際社会において他人の権利を尊重し、インターネット上の国際マナーや道徳に反する行為をしてはならない。

(5)パスワード等の公開に関する制限：システムズデザインワークスが発行したパスワードやIDは、利用者だけが保持し、第三者に対して公開してはならない。

(6)権利の譲渡：利用者が本約款に基づいて本サービスの提供を受ける権利は、譲渡できない。

(7)本サービスの再販：利用者は、本サービスをシステムズデザインワークスが提供している装置の中で使うこと

を条件として、システムズデザインワークスが提供したプログラムおよび装置の利用権の一部を、第三者へ販売・利用許諾することができる。ただし、その場合も利用者はシステムズデザインワークスが提供した本サービスの使用に関してすべての責任を負わなければならない。また、利用者と当該第三者との間における販売・利用許諾に関する契約においては、当該第三者にも本約款が適用されるものとしなければならない。

(8)権利侵害行為の制限：利用者は、第三者の著作権、商標権等の知的財産権等の財産的権利やプライバシー権や肖像権等の人格的権利を侵害するおそれのある行為、または侵害する行為をしてはならない。

(9)法的制限：利用者は、本サービスを合法的な目的でのみ使用することができる。日本国政府または地方自治体が定めた法律、条例、その他国内外のすべての諸法令、諸規則に違反するような行為をしてはならない。

(10)公序良俗等：利用者は、公序良俗に違反する、または違反するおそれのある内容を掲載してはならない。また、第三者に不利益を与える行為をしてはならない。

(11)その他：利用者は、本サービスを妨げるとシステムズデザインワークスが判断する行為をしてはならない。

2.利用者が前項に掲げる制限に違反する等、本約款に違反することにより、第三者からシステムズデザインワークスに対して何らかのクレーム・請求・抗議などがなされ、システムズデザインワークスに損害が発生した場合には、利用者は、システムズデザインワークスに対してその損害を賠償しなければならない。

第8条 利用者の資格喪失について

以下の場合、システムズデザインワークスは、利用者が支払ったサービス利用費用を返却せず直ちに本サービスの利用を停止し、利用契約を催告なしに解約することができる。

(1)利用者が料金の支払を怠り、または怠るおそれがあるとシステムズデザインワークスが判断した場合

(2)利用者が第7条の規定に従わず本サービスを正しく利用しなかった場合

(3)利用者が故意もしくは重大な過失により本約款に違反した場合

第9条 ドメインについて

利用者の申請に基づきシステムズデザインワークスが代行して取得したすべてのドメインについての権利は、利用者に帰属する。

第10条 本サービスの一時停止について

1.障害時の停止について：システムズデザインワークスは、以下の場合に利用者に予告なく本サービスを一時停止させることができる。

(1)天災事変その他の非常事態が発生したとき

(2)関連組織などが保有するシステムズデザインワークスのネットワーク運営に影響を与える施設の電気通信設備の障害等が生じたとき

(3)システムズデザインワークスが設置する電気通信設備の障害等が生じたとき

2.メンテナンスに伴う停止について：関連組織などが保有するシステムズデザインワークスのネットワーク運営に影響を与える施設の電気通信設備の保守または工事のとき、システムズデザインワークスは事前に利用者へ通知することにより、本サービスのためのサーバーを停止させることができる。ただし、関連組織からシステムズデザインワークスに対して事前に通知がない場合には、システムズデザインワークスは利用者への事前通知を行わずに本サービスのためのサーバーを停止させることができる。

3.サービス向上のための停止について：セキュリティ向上・パフォーマンス向上・監視に伴うメンテナンス作業を行うため、システムズデザインワークスは事前通知を行わずに、本サービスのためのサーバーを停止させることができる。

4.その他の停止について：第11条1項に該当する場合、システムズデザインワークスは利用者に事前通知するこ

となく、利用者が利用しているサービスを一時停止できる。

第 11 条 高負荷について

1.利用者が利用している SSI、PHP および CGI プログラム等において、システムズデザインワークスが提供している装置に過度な負担をかける、もしくは、アクセス過多（これらの状態を総合して、以下「高負荷」という）により、対象設備の運用に著しく影響を与えるとシステムズデザインワークスが判断した場合、システムズデザインワークスは利用者に事前通知することなく、利用者が利用している本サービス等（本サービスに付随するサービスを含む）の提供を一時停止できる。

2.前項により本サービス等が一時停止された場合、利用者は以下の対策のいずれかを取らなければならない。

- (1)システムズデザインワークスの提供する上位サービスへ契約を移行させること。
- (2)現在利用中のサービスの利用を続ける場合には、高負荷の原因を取り除くこと。その際、システムズデザインワークスに作業が発生した場合には、その費用は利用者が負担する。
- (3)利用契約を解約すること。その際、システムズデザインワークスはその有効期間満了日までの残存期間分の利用費用を返還する。

3.システムズデザインワークスが提供している対象設備に対し、継続的に高負荷をかけている（例えばシステムズデザインワークスのサービスを利用している他の利用者とは比べて著しく負荷が高いとき）とシステムズデザインワークスが判断した場合、利用者は前項と同様の対応をしなければならない。

第 12 条 免責について

1.システムズデザインワークスの過失の有無を問わず、システムズデザインワークスは利用者に対して次の各号に掲げる事実につき責任を負わない。

- (1)第 10 条の状況が生じた場合に起きたデータの損失、損害。
- (2)第 8 条による本サービスの利用の停止によって生じた損失、損害。
- (3)システムズデザインワークスが提供した情報およびソフトウェアの使用による損失、損害。
- (4)対象設備の部品の摩耗、障害によるサーバー等の停止およびそれに伴う損失、損害。
- (5)その他システムズデザインワークスが提供した本サービスの利用によって生じる損失、損害。
- (6)システムズデザインワークスが提供していない CGI プログラムなどの利用によって生じる損失、損害。
- (7)他の利用者の行為によって生じる損失、損害。
- (8)システムズデザインワークス以外の第三者による不正な行為により生じる損失、損害。
- (9)第 2 条に基づき利用者がシステムズデザインワークスからの電子メールおよび郵便物等の送付の停止を申し出てこれらの受信、受領を拒否したことにより、引き起こされる損失、損害。

2.利用者が本サービスの利用にあたって使用したドメイン名により商標権侵害その他の権利侵害が発生し、利用者と第三者との間で紛争が生じた場合には、利用者が自己の責任と負担において解決する。システムズデザインワークスは一切責任を負わない。

第 13 条 保証範囲について

本サービスで提供される対象設備はシステムズデザインワークスが独自に定めた基準下において正常に動作することを保証するものであり、すべての負荷に対して正常に作動することを保証するものではない。ただし、システムズデザインワークスは対象設備が正常に動作するよう常に監視し、正常に動作しなくなった、または、なくなる可能性があるなどの問題が生じた場合には、利用者へ通知すると共に、無料もしくは有料で問題解決を行う。

第 14 条 障害時の対応について

第 10 条の場合およびシステムズデザインワークスの管理上の過失により、データの損失・サーバーの停止などの問題が生じた場合、システムズデザインワークスは昼夜休日を問わず無償で、本サービスまたは本サービスのためのサーバーを復旧させる最大限の努力をする。ただし、システムズデザインワークスの過失の有無にかかわらず、サーバーの停止によって利用者が被った損害に関してシステムズデザインワークスは一切賠償または補償しないものとする。

第 15 条 保守管理について

システムズデザインワークスは利用者に提供している対象設備の保守管理を無償で行う。また、システムズデザインワークスは対象設備を善良なる管理者の注意をもって管理保管する。

第 16 条 保守の範囲について

1.システムズデザインワークスは、すべてのハードウェアおよびソフトウェアに関して正常に動作するように責任をもって 24 時間 365 日に亘り管理を行う。ただし、利用者がシステムズデザインワークスにより提供されていないソフトウェアをサーバーにインストールしている場合には、システムズデザインワークスはソフトウェアに関しての保守管理作業は行わない。また、システムズデザインワークスが提供しているソフトウェアであってもそのソフトウェアを利用者が改変した場合には、システムズデザインワークスは保守管理作業を行わない。

2.対象設備が過度の負荷により正常に動作しなくなり、対象設備の対応能力を越えているとシステムズデザインワークスが判断し、対応策を利用者に提案したにもかかわらず利用者が対応策に同意しないことによって正常に動作しない場合には、システムズデザインワークスは保守管理作業を行わない。

第 17 条 秘密の保持

1.利用契約の有効期間中か終了後であるかを問わず、システムズデザインワークスおよび利用者は、あらかじめ相手方の書面による承諾を得ない限り、利用契約の履行に際して知り得た相手方の販売上、技術上その他の業務上の情報を第三者に開示し、または本約款の履行の目的以外に使用してはならない。ただし、次の各号に掲げるものについてはこの限りではない。

- (1)相手方から開示を受けた時点で既に公知のもの
- (2)相手方から開示を受けた際、すでに自ら所有または開発していたもの
- (3)正当な権利を有する第三者から適法に入手したもの

2.第三者により対象設備における利用者のデータの改竄が行われた場合には、システムズデザインワークスの調査により当該第三者による改竄行為につきシステムズデザインワークスの責に帰すべき事由があることが明らかになっていない限り、利用者はシステムズデザインワークスが対象設備の管理をしている旨を第三者に開示してはならない。

3.前 2 項の規定に違反したことにより相手方が損害を被った場合、システムズデザインワークスおよび利用者は当該損害を賠償する。

第 18 条 商標等について

1.利用者は、システムズデザインワークスの商標、商号または標章等（以下「システムズデザインワークスの商標等」という）がシステムズデザインワークスの排他的権利であることを理解し、システムズデザインワークスの事前承諾なくシステムズデザインワークスの商標等を使用してはならない。

- 2.利用者は、システムズデザインワークスの商標等について、システムズデザインワークスの権利を損なうような行為を一切行ってはならない。
- 3.利用契約は、システムズデザインワークスの商標等についていかなるライセンスをも明示黙示を問わず承諾するものではない。

第 19 条 解約に伴う補償・賠償について

- 1.利用者が利用契約を解約し本サービス利用を停止する場合、発生する利用者のデータの損失、損害に対して、システムズデザインワークスは一切の責任を負わない。
- 2.利用契約の解約に伴う各ドメイン管理組織への変更手続についても、システムズデザインワークスはシステムズデザインワークスで取得代行したドメイン名以外のものについては行わない。

第 20 条 サービス再開時における支払について

利用者から支払がないため本サービスを一旦停止した後に、再度本サービスを開始させた場合、利用者は本サービス開始費用としてシステムズデザインワークスが定めたサービス利用費用を別途支払わなければならない。

第 21 条 ソフトウェア・プログラムの使用制限について

利用者は、システムズデザインワークスが提供するすべてのソフトウェアをシステムズデザインワークスが提供した装置以外の装置で使用してはならない。ただし、利用者がライセンスを受けているソフトウェアは除く。

第 22 条 利用者の連絡先の変更について

- 1.利用者はその商号、担当者名、住所、電話番号または電子メールアドレスなどに変更があったときは、システムズデザインワークスに対し速やかにその旨を届け出なければならない。
- 2.前項の届出がなく、申込時に通知された連絡先に連絡が取れないことによって引き起こされる損害（例えば、システムズデザインワークスからの電子メールによる請求書の不到達による支払遅滞等の事由により、サーバーが停止されることによる損害など）に対して、システムズデザインワークスは一切の責任を負わない。

第 23 条 契約上の地位の承継について

利用者である法人の合併（破産の原因たる事実が生じるおそれがあること、事業の継続に支障をきたすことなく弁済期にある債務を弁済することができないこと等の事由による合併や営業譲渡が含まれる）により、利用者たる地位が他の法人に承継されたとき、当該地位を承継した法人は、システムズデザインワークスに対し、速やかにその旨を申し出なければならない。

第 24 条 ディスク領域の再販について

- 1.利用者は、利用契約の範囲内のサーバーディスク領域を第三者に再販することができる。
- 2.再販をした場合、利用者は第三者に利用契約に基づきシステムズデザインワークスに対して負う義務を遵守させなければならない。
- 3.第三者が本約款に規定された義務に違反した場合、システムズデザインワークスは利用者に対して本サービスの提供停止または賠償請求を行うことができるものとする。

第25条 費用について

1.本サービスを新規に申し込んだ場合、利用者はシステムズデザインワークスに対し、システムズデザインワークスが別途定めたサービス利用費用およびこれらにかかる消費税（地方消費税を含む）相当額をシステムズデザインワークスが別途定めた方法に従い支払う。その際の履行費用は利用者が負担する。

2.利用契約を更新する場合、利用者はシステムズデザインワークスにより定められた利用契約の更新費用およびこれらにかかる消費税（地方消費税を含む）相当額をシステムズデザインワークスにより定められた期日までに支払う。その際の履行費用は利用者が負担する。利用者がシステムズデザインワークスにより別途定められた期日までに更新費用を支払わなかった場合には、システムズデザインワークスは本サービスの提供を停止することができる。

第26条 費用の改定について

本サービスが提供された後にサービス利用費用の改定がなされても、利用契約の有効期間内はサービス利用費用につき変更されない。ただし、契約更新時において、システムズデザインワークスがサービス利用費用の見直しを行い、変更の必要があると認めたときには、改定されたサービス利用費用を適用する。

第27条 費用の支払日について

利用者はサービス利用費用をシステムズデザインワークスが発行する請求書に記載した期日までに支払わなければならない。

第28条 費用の返金について

利用者の過剰入金・プラン変更などにより、システムズデザインワークスから利用者に対してサービス利用費用の返金の必要が生じた場合、利用者はシステムズデザインワークスに対し利用者の銀行口座等の情報（以下「支払い先の情報」という）を速やかに提供する。また、利用者は次の各号の内容を予め承諾する。

(1)利用者がシステムズデザインワークスに対して支払い先の情報を提供しない、利用者の連絡先を変更したにもかかわらずシステムズデザインワークスにその旨を伝えていない等の事由により、システムズデザインワークスが利用者に対してサービス利用費用を返金できない場合、システムズデザインワークスは利用者に対して一切責任を負わない。

(2)システムズデザインワークスが利用者に対して費用を返金できない状態が入金日より1年間続いた場合、利用者はサービス利用費用の返金を受ける権利を放棄したとみなす。それ以降利用者がシステムズデザインワークスに当該費用の返金を請求したとしてもシステムズデザインワークスは返金する義務を負わない。

(3)返金の際の振込手数料については利用者の負担とする。

第29条 本約款の変更

1.システムズデザインワークスは本約款の内容を利用者に対して予告なく変更することができる。利用者は本サービスの内容および条件について変更後の約款に従うことに同意するものとする。

2.システムズデザインワークスは変更された約款をシステムズデザインワークスのホームページ上に掲載して告知を行う。また、変更内容および条件が本サービスの基本的な事項に関わる場合、システムズデザインワークスの定める方法で利用者へ通知する。

第30条 本約款の優先性

本約款は利用契約締結前の一切の口頭における約束やシステムズデザインワークスによる文書に優先する。

第 31 条 準拠法について

本約款は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。

第 32 条 裁判管轄について

本約款につき紛争が生じた場合には東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第 33 条 協議事項について

本約款に定めのない事項または本約款の各条項につき疑義が生じた場合には、システムズデザインワークスと利用者は誠意をもって協議の上解決しなければならない。

付則

この契約約款は 2008 年 4 月 1 日から実施される。

2008 年 4 月 1 日 制定